

令和3年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠であり、内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府（以下、「内閣官房等」という）においては組織全体で調達の改善に取り組むこととしている。

内閣官房等では、令和3年度において約1,637億円の調達を実施することが見込まれている。

令和3年度については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議）において示された取組等のうち、平成24年度から令和元年度までの本取組の自己評価や「令和2年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価の結果」を踏まえ、更なる調達の適切性・透明性の確保、効率性の向上等を目指し、これまで実施してきた各取組について継続して取り組む一方、調達改善計画の策定にあたっては、特に重点的または共通的に取り組むべき事項に絞って取組内容、目標等について計画の項目として掲げることとし、以下及び別紙1～2（※）のとおり令和3年度における調達改善計画を定める。

※別紙1（重点的な取組、共通的な取組）

別紙2（その他の取組）

I. 内閣官房等の調達の現状

1. 調達の概要

内閣官房等の令和元年度における調達実績は2,065件、約2,638億円であるが、その内容は主に後述する主要経費であげている専門性の高い5経費で343件、約1,607億円（表5参照）、その他は一般的な役務関係やシステム関係の調達となっており、その契約種別、応札状況、経費の内訳は表1～4のとおりである。

なお、地方支分部局については沖縄総合事務局のみであり、その対象額については22億円となっている。

2. 調達の特徴

その内容を経費別に見ると情報システム関係が623億円で23.6%、調査研究関係が142億円で5.4%となっている。

契約形態別には、総件数のうち63.4%の1,309件が競争性のある契約であり、競争性のない随意契約は36.6%の756件となっている。これを金額比で見ると、契約金額のうち32.0%、844億円が競争性のある契約、競争性のない随意契約は68.0%、1,794億円となっている。

また、競争性のある契約について前年度と比較すると、件数では1.2ポイント減少、契約金額では6.6ポイント減少した結果となっている。

表1 令和元年度内閣官房等における調達の契約種別

（単位：件、億円）

契約方式	契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	1,074	338	12.8%
	企画競争による随意契約	95	316	12.0%
	公募による随意契約	115	57	2.1%
	不落・不調による随意契約	25	133	5.1%
	小計	1,309	844	32.0%
競争性のない随意契約	756	1,794	68.0%	
合計	2,065	2,638	100.0%	

（注1）令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

（注2）沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。

（注3）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。以下表2、表3及び表4について同じ。

（注4）競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2及び表4について同じ。

表2 令和元年度内閣官房等における調達状況

(単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	457	191	617	147	1,074	338
割合	42.6%	56.4%	57.4%	43.6%	100.0%	100.0%
企画競争による随意契約	16	233	79	83	59	316
割合	16.8%	73.7%	83.2%	26.3%	100.0%	100.0%
公募による随意契約	100	55	0	0	100	55
割合	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

(注1) 令和元年度の契約に関する統計及び内閣官房調査等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

(注2) 沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。

(注3) 「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

(注4) 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における応札（応募）者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札（応募）者数により整理する。

(注5) 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

表3 令和元年度内閣官房等における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

	本省		地方支分部局等		府省全体		
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
公共工事等	公共工事(A)	4	4	3	0	7	4
	割合(A/J)	0.2%	0.2%	1.7%	0.4%	0.3%	0.2%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	0	0	3	1	3	1
	割合(B/J)	0.0%	0.0%	1.7%	4.0%	0.1%	0.0%
	その他(C)	0	0	0	0	0	0
割合(C/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
小計	4	4	6	1	10	5	
物品役務等	情報システム(D)	230	622	31	1	261	623
	割合(D/J)	12.2%	23.8%	17.2%	6.4%	12.6%	23.6%
	電力(E)	14	8	15	2	29	10
	割合(E/J)	0.7%	0.3%	8.3%	6.9%	1.4%	0.4%
	ガス(F)	5	1	0	0	5	1
	割合(F/J)	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%
	調査研究(G)	350	139	18	3	368	142
	割合(G/J)	18.6%	5.3%	10.0%	14.6%	17.8%	5.4%
	競争的資金による研究(H)	47	2	0	0	47	2
割合(H/J)	2.5%	0.1%	0.0%	0.0%	2.3%	0.1%	
その他(I)	1,235	1,840	110	15	1,345	1,855	
割合(I/J)	65.5%	70.3%	61.1%	67.7%	65.1%	70.3%	
小計	1,881	2,612	174	21	2,055	2,633	
合計(J)	1,885	2,616	180	22	2,065	2,638	

91.3% 99.2% 8.7% 0.8%

(注1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

(注2) 沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。

(注3) 情報システムは（目）情報処理業務庁費の案件、調査研究は契約の件名に「調査」又は「研究」が含まれる案件、競争的資金による研究は「食品健康影響評価技術研究」制度で実施した研究を抽出。

※ 表3の欄外には、契約件数・契約金額の（本省/府省庁全体）及び（地方支分部局等/府省庁全体）の割合をそれぞれ記載。

表4 令和元年度内閣官房等における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(本省・地方別)

(単位：件、億円)

		本省		地方支分部局等		府省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	2	4	0	0	2	4
	割合 (A/J)	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.4%	2.3%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	0	0	0	0	0	0
	割合 (B/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他(C)	0	0	0	0	0	0
	割合 (C/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	小計	2	4	0	0	2	4
物品役務等	情報システム(D)	39	9	21	1	60	10
	割合 (D/J)	9.8%	4.9%	36.2%	14.7%	13.1%	5.3%
	電力(E)	2	3	0	0	2	3
	割合 (E/J)	0.5%	1.4%	0.0%	0.0%	0.4%	1.4%
	ガス(F)	0	0	0	0	0	0
	割合 (F/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	調査研究(G)	152	73	8	2	160	75
	割合 (G/J)	38.1%	39.7%	13.8%	22.0%	35.0%	39.0%
	競争的資金による研究(H)	3	0	0	0	3	0
	割合 (H/J)	0.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.7%	0.2%
その他(I)	201	94	29	5	230	99	
	割合 (I/J)	50.4%	51.4%	50.0%	63.4%	50.3%	51.8%
	小計	397	179	58	8	455	187
	合計(J)	399	183	58	8	457	191
		87.3%	96.0%	12.7%	4.0%		

(注1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない)。

(注2) 沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。

(注3) 情報システムは (目) 情報処理業務庁費の案件、調査研究は契約の件名に「調査」又は「研究」が含まれる案件、競争的資金による研究は「食品健康影響評価技術研究」制度で実施した研究を抽出。

※ 表4の欄外には、契約件数・契約金額の (本省/府省庁全体) 及び (地方支分部局等/府省庁全体) の割合をそれぞれ記載。

表5 令和元年度内閣官房等における主要経費の内訳

調達改善計画に掲げる主な対策

(単位：件、億円)

	契約件数	割合	契約金額	割合	一者応札 対応策等	価格交渉	競争性の 確保	厳正な執行
宇宙関係経費	32	2.6%	787	40.7%				○
遺棄化学関係経費	70	5.7%	671	34.7%	○			○
政府広報経費	120	9.8%	91	4.7%				
防災関係経費	110	9.0%	30	1.6%	○	○		
勲章製造等関係経費	11	0.9%	27	1.4%	○	○	○	
【主要経費】	343	28.1%	1,607	83.0%				
【主要経費以外】	879	71.9%	328	17.0%	-	-	-	-
合計	1,222	100.0%	1,935	100.0%				

II. 調達改善計画の実施状況の把握

計画の進捗状況については、半期ごとにとりまとめる。

また、計画に無い取組を実施した場合又は実施を予定する場合は、上半期自己評価時にそれらを明記し、以後の自己評価において評価を実施する。

III. 自己評価の実施方法

上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

なお、評価においては入札等監視委員会や内部監査の事後検証・評価機能を活用し、評価の精度を高める。

また、自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題
- ・ 今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等

IV. 調達改善の推進体制

1. 外部有識者の活用方法

取組の推進に当たっては入札等監視委員会や調達アドバイザーの意見を積極的に活用するものとする。特に、調達方法の適切性や透明性の確保、経済合理性及び事務効率性の向上といった視点で、問題点の抽出、取組に対する監視、指導、助言等を求めるものとする。

2. 推進体制の整備・推進状況のフォローアップ

「内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を整備する。

構成メンバーは下記のとおり。

統括責任者	内閣府大臣官房長
副統括責任者	内閣官房内閣参事官・内閣府大臣官房会計課長
メンバー	内閣官房内閣参事官（内閣総務官室） 内閣法制局長官総務室会計課長 内閣府大臣官房人事課長 内閣府大臣官房政策評価広報課長 沖縄総合事務局総務部長
実務者	内閣府大臣官房参事官（会計担当） 内閣府大臣官房会計課調査官 内閣官房内閣総務官室・ 内閣府大臣官房会計課課長補佐（総括担当、経理担当、契約担当） 内閣官房内閣総務官室（調整担当参事官補佐） 内閣法制局長官総務室会計課課長補佐 内閣府大臣官房人事課課長補佐（企画担当） 内閣府大臣官房政策評価広報課能率専門官 沖縄総合事務局総務部会計課課長補佐（経理担当）

推進チームにおける会合は必要に応じ開催する。

また、内閣府大臣官房参事官（会計担当）の主催により調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を半期に一度開催し、進捗状況を取りまとめ、推進チームへ報告する。

3. 内部監査の活用

会計年度毎の会計監査実施方針及び会計監査実施計画において、監査項目として設定されている調達改善計画に掲げられる事項の進捗・改善状況等の確認について、内部監査を実施予定。

監査における指摘事項等については、是正や改善の検討を行うとともに、それらの結果を自己評価や翌年度以降の計画に反映する。

V. その他

1. 自己評価の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。

2. 計画の見直し

指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行い、公表する。

3. 所管独立行政法人への要請

所管独立行政法人に対し、「独立法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年6月までに策定する当該年度の「調達等合理化計画」に、本計画の取組内容を踏まえ策定するよう、各法人の所管部局を通じて要請する。

【別紙1】重点的な取組、共通的な取組

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実 内閣官房等の令和元年度の競争入札における一者応札であった実績は約457件、191億円（競争入札1,074件、338億円）で全体に占める割合では、件数が約43%、金額が約56%を占めている。令和3年度においては、更なる一者応札改善の取組として、これまでの取組をより具体的に計画に示し、事業の品質確保に配慮しつつ実施する。 特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。	<p>(1) 前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。 ・公示開始日の前倒し、公示期間の延長。 ・受注実績、資格要件についての緩和を検討。 ・入札に参入可能な事業者の事前調査。 <p>➡ 入札予定案件の事前公表、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報発信を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。 ・過度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証。 ・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保。 <p>➡ 仕様書について、概要版の作成、レイアウトの工夫や図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、新規参入事業者にもわかりやすいものとなるよう作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解の促進。 ➡ 公表後（入札公告前）の早い段階での説明会の実施を試行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組を実施。 <p>(2) 上記取組の実効性をより高め、その事前確認強化のため、以下の取組を実施する。</p> <p>➡ 事業実施決裁において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を明記することを徹底。</p> <p>➡ 全ての入札公告実施決裁時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を明記し、特に前年度一者応札であった案件については、事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和（等級、地域、品目の撤廃）。特に等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは、全等級による競争とするよう検討。</p> <p>(3) 上記取組に係る意識をより高めるため、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、複数年連続して一者応札であったものを数件抽出し議事概要等をHPへ公表。</p> <p>(4) 遺棄化学関係経費のうち、一者応札が継続している案件について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仕様書の標準化 2. 入札公告期間の延長 3. 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料の配布 4. 入札日から履行開始までの期間延長の拡大 5. 仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載 6. 過年度契約の成果物の開示 <p>することにより、競争性を高める</p> <p>(5) 防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p> <p>(6) 勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額（契約額）の調整を行い、令和3年度に購入を計画した勲章等のうち原材料費、人件費の高騰等を根拠とした単価増額の要請があった品目については交渉の結果、増額する品目数を抑え、一方で単価の減額を行った品目もあり、これに基づき調達を実施。 他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。</p>	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上 事業者への配慮	A	- (右取組（試行）は29年度開始)	前年度一者応札案件（令和3年度も継続のもの）について、件数ベースで令和2年度以上の改善を目指す。重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	令和3年度
	○	地方支分部局等における取組の推進	<p>下記4件（4品目）を共同調達として実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①令和3年度トナーカートリッジの購入（単価契約） ②令和3年度コピー用紙の購入（単価契約） ③令和3年度事務用消耗品の購入（単価契約） ④令和3年度貨物運送業務（単価契約） <p>参加官署（沖縄総合事務局開発建設部他7出先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所）</p> <p>令和3年度調達においても引き続き共同調達を実施することとし、北陸財務局の共同調達の事例の取組のように、幹事官庁負担の偏り解消等により業務効率化を図ることとし、一部の品目について、参加官署に幹事官庁として対応してもらうよう要請する。</p>	経済性の向上 業務の効率化	A	24年度	引き続き4品目の共同調達を実施する。 なお、4品目のうち一部の品目について、参加官署に幹事官庁として対応してもらうよう検討する。	令和3年度
	○	電力調達、ガス調達の改善	<p>電力及びガスの調達について、安定供給が可能であることを前提として、また既に始まっている電力及びガスの小売全面自由化を踏まえ、それぞれの庁舎の特性や地域における供給事情を考慮した上で、更なる調達の競争性の確保に努める。 令和3年度の電力及びガスの調達にあたっては、一者応札を回避するため、入札公告の前倒し実施及び入札仕様書の記載内容に入札参加の支障となる記載の有無を確認することとし、過去に入札を辞退した事業者へのヒアリングを行うなど、入札参加機会の確保に努める。 なお、電力調達については、競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意の上、関係法令との整合性を確保しつつ、再生可能エネルギー比率30%以上の調達実施に努めるとともに、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達を実施するよう努める。</p>	競争性の向上 透明性・公正性の確保	A	-	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の確保に努める。	令和3年度
○		調達手法の改善（随意契約への移行）	<p>一者応札が継続している案件の随意契約への移行等</p> <p>複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」(1) (2) の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、引き続き、調達アドバイザー等の意見も踏まえ慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施。 一方、公募に切り替えた後も引き続き複数年度にわたり同一業者による一者応募が継続している案件については、さらに慎重に検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施。 また、初年度から一者しか参加出来ないことが濃厚な案件については、公募を行い、当該要件を満たす者が複数いないことを確認した上で、随意契約とすることも検討する。 他方、随意契約へ切り替えた後一定の期間が経過した案件について、技術革新等の社会状況の変化や仕様の見直しなどにより一般競争に戻す等検討を行う。</p>	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	- (右取組（試行）は29年度開始)	重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	令和3年度

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)																										
							目標達成 予定時期																										
○		価格交渉の推進	(1) 「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進 <ul style="list-style-type: none"> 契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 「価格交渉事例集」を作成・情報共有し、効果的な事例を活用。 必要に応じてチーム会合を開催し、効果的な価格交渉手法を共有。 ノウハウの共有を図るため、マニュアルの内容の充実化を図り価格交渉手続きのルール化を進める。 事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。 必要に応じて価格交渉シートを見直し、形骸化しつつある価格交渉の実効性を高める。 	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化 職員の資質向上	A	-	当初提示額から前年度以上の削減を目指す。	令和3年度																									
			(2) 外部専門家による価格交渉の推進 <ul style="list-style-type: none"> 調達アドバイザーやCIO補佐官の助言による見積額の精査や、仕様のスリム化、適正化。 調達アドバイザーの助言により作成した「価格交渉心得・チェックリスト」「価格交渉マニュアル」等の情報共有を図り、積極的な価格交渉による経費の削減。 			A	-																										
			(3) 主要経費における価格交渉の取組(再掲) 防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。 勲章製造等関係経費のうち、その大半を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額(契約額)の調整を行い、令和3年度に購入を計画した勲章等のうち原材料費、人件費の高騰等を根拠とした単価増額の要請があった品目については交渉の結果、増額する品目数を抑え、一方では単価の減額を行った品目もあり、これに基づき調達を実施。 他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。 参考：令和2年度上半期随意契約価格交渉結果 (単位) 千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象件数</th> <th>削減件数</th> <th>当初提示額</th> <th>契約額</th> <th>差額</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房及び内閣法制局</td> <td>189</td> <td>59</td> <td>11,898,950</td> <td>11,450,726</td> <td>△448,224</td> <td>△3.77%</td> </tr> <tr> <td>内閣府本府(地方含む)</td> <td>168</td> <td>81</td> <td>29,537,289</td> <td>27,144,608</td> <td>△2,392,681</td> <td>△8.10%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>357</td> <td>140</td> <td>41,436,239</td> <td>38,595,334</td> <td>△2,840,905</td> <td>△6.85%</td> </tr> </tbody> </table>				対象件数		削減件数	当初提示額	契約額	差額	減額率	内閣官房及び内閣法制局	189	59	11,898,950	11,450,726	△448,224	△3.77%	内閣府本府(地方含む)	168	81	29,537,289	27,144,608	△2,392,681	△8.10%	計	357	140	41,436,239	38,595,334	△2,840,905
	対象件数	削減件数	当初提示額	契約額	差額	減額率																											
内閣官房及び内閣法制局	189	59	11,898,950	11,450,726	△448,224	△3.77%																											
内閣府本府(地方含む)	168	81	29,537,289	27,144,608	△2,392,681	△8.10%																											
計	357	140	41,436,239	38,595,334	△2,840,905	△6.85%																											
○	新たな調達手法を採用した取組		(1) 一般競争における調達の発注規模について、事業の実施に支障のない範囲で、入札等制度の趣旨、経済合理性・公正性及び事務効率性等を慎重に検討し、可能なものについては分割発注を試行し、なるべく多くの者が入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や中小企業の受注機会の拡大に努める。 例えば、全国各地で実施するシンポジウムや地方公共団体との共催で実施するイベント等の会場設置支援業務等の調達における地域ごと等の分割発注により、地元事業者の受注機会の拡大などの取組を試行する。また、併せて分割を検討するに当たり、それによる調達のリスクについて検討する。 他方、分割発注とした案件についても、応札者数やスケールメリット等を踏まえ再度一括調達に戻すなど柔軟に見直しを行う。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 事業者への配慮 附帯的政策の実施 (内閣府所管の施策)	A	-	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や中小企業の受注機会の拡大に努める。 重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	令和3年度																									
			(2) 特殊かつ専門性が高い2経費(宇宙関係経費、遺棄化学関係経費)における契約後に代価が確定する契約については、悪質な過大請求を未然に防ぎ、過大請求があった場合にその結果として被った損害額を補償させるよう違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事案の発生を未然に防止するため、引き続き関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査(企業の会計制度の信頼性を確認するための調査)を行う。			A	-																										
			(3) 「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法とする案件があれば実施する。			A	(右取組(試行)は令和2年度開始)		本取組により、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資する。																								
○	総合評価の効果的な活用		(1) 総合評価の効果的な活用のため、以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 価格による競争性を向上させるため、可能なものについては、価格点割合の引上げ、または、最低価格落札方式へ移行。 システム関係の調達については、基準額以下の調達でも財務大臣への届出を行い、総合評価落札方式(加算方式)を活用。 可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。 	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上 附帯的政策の実施	A	-	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や品質の向上に努める。	令和3年度																									
			(2) 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)(以下、「取組指針」)に基づき、 ①総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定 ②調達案件や本取組の周知等により、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の拡大、発注候補となる機会の増大 参考：令和2年度上半期ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価項目の配点結果 総合評価 (単位) 件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10%～</th> <th>7.5%～</th> <th>5%～</th> <th>2%～</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>27</td> <td>10</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>内閣府</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>118</td> <td>29</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>145</td> <td>39</td> <td>217</td> </tr> </tbody> </table> ※「取組指針」施行以降に手続きを開始した案件で、デザイン作成に関する調達を除き、全ての調達において設定				10%～		7.5%～	5%～	2%～	計	内閣官房	16	1	27	10	54	内閣府	14	2	118	29	163	計	30	3	145	39	217	A	28年度	本取組によりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を積極的に推進。
						10%～	7.5%～		5%～	2%～	計																						
内閣官房	16	1	27	10	54																												
内閣府	14	2	118	29	163																												
計	30	3	145	39	217																												
(3) マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、情報システムに係る調達のうち総合評価落札方式等による調達において、マイナンバーカードの利用に係る認定事業者や電子入札事業者を評価項目として設定。 ※本取組は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間で実施する。	A	令和2年度	本取組により、入札参加の促進による競争環境の活性化、情報システム等の品質の確保・向上に努める。																														

【別紙2】 その他の取組

具体的な取組内容	区分
<p>システム関係経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C I O 補佐官の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ・ 国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 ・ 運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更し、中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す。 <p>➡ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。</p>	継続
<p>庁費類（汎用的な物品・役務）の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施。 ・ 特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施。 ・ 共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討。 ・ インターネット等を通じ、市場価格との比較をすることで、高額な調達とならないよう努める。 <p>➡ 参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用。</p>	継続
<p>調達等の専門家の養成・外部専門家の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。さらに、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえたCIO補佐官による研修を必要に応じ開催し、職員の理解を深める。 ・ 復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、引き続き調達アドバイザーの講演や弁護士による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る（再掲）。 ・ 民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。 <p>➡ 調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。</p> <p>・ 特殊かつ専門性が高い2経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）にかかる個々の契約案件については、専門性が高い仕様となっているため、引き続き民間コンサルティング会社等の履行監理等により経費の削減を目指す。</p>	継続
<p>カード決済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進する。 ・ 引き続き電子図書等の購入や学会参加費の支払いにおけるカード決済の導入（試行）。 ・ 学会参加費については、支出負担行為担当官名義のカード利用が可能となるよう調整をする。 <p>➡ 小切手払いや職員の立替払いを廃止し担当者の事務負担を軽減。</p>	継続
<p>旅費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引制度や出張バック商品等を最大限活用。 ・ S E A B I S（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用推進範囲を大幅に拡大。 ・ アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、これを継続する）。 ・ 「旅費業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定）に基づき、担当者への指導を行うほか、請求時の添付書類の簡略化等の措置を行い出張者への旅費支払いの早期化を図るとともに、担当職員が使用する手引書の改訂及び周知を行う。 <p>➡ 出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引の適用により旅費を削減。</p>	継続
<p>適正な物品管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品、消耗品の更なる適正な在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。 <p>➡ 物品調達経費の適正化。</p>	継続
<p>業務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、S E A B I S（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用促進、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約化するなど、更なる業務の簡素合理化を検討する。 ・ 都内近郊におけるシンポジウム等の会場候補について、各部局間及び会計課との情報共有。 ・ 会計事務に係る手引きの整備、共有を図り、職員の資質向上を図る。 ・ 仕様書で定める共通的な項目（個人情報取扱特記事項、障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領等）について、様式の統一化を図る。 ・ 電子調達システム（政府電子調達（GEPS））により電子契約の利用促進を図る。 	継続